

## ＜JA三大疾病保障付住宅ローン＞

対象商品	「JA住宅ローン」・「JA住宅ローン100%応援型」・「JA住宅ローン借換応援型」		
資金使途	○ご本人またはご家族が常時居住するための住宅および土地を対象とし、次のいずれかに該当する場合とします。		
	「JA住宅ローン」	①住宅の新築 ②土地の購入(5年以内に新築し、居住する予定があること)③新築住宅の購入(土地付住宅および分譲マンションを含む)④中古住宅の購入(土地付住宅および分譲マンションを含む)⑤住宅の増改築・改装・補修	
	「JA住宅ローン100%応援型」	①住宅の新築 ②新築住宅の購入(土地付住宅および分譲マンションを含む)③中古住宅の購入(土地付住宅および分譲マンションを含む)④住宅の増改築・改装・補修	
	「JA住宅ローン借換応援型」	・現在、他金融機関からお借入中の住宅資金のお借換資金とお借換えに伴う諸費用。 ・お借換えとあわせた増改築・改装・補修のための費用。	
借入金額	「JA住宅ローン」	○100万円以上5,000万円までとし、10万円単位とします。 ただし、年間元金返済額の前年度税込年収に対する割合が当JAの定める範囲内であり、所要資金の85%以内(JAが第1順位の抵当権でない場合は80%以内)かつ担保価格の範囲内とします。	
	「JA住宅ローン100%応援型」	○100万円以上5,000万円までとし、10万円単位とします。 ただし、年間元金返済額の前年度税込年収に対する割合が当JAの定める範囲内であり、かつ所要資金の範囲内(ご融資対象物件の担保評価額に保証機関の保証料、長期火災共済(保険)掛金、登記手数料および消費税を加えた金額を上限)とします。	
	「JA住宅ローン借換応援型」	○100万円以上4,000万円までとし、10万円単位とします。 なお、年間元金返済額の前年度税込年収に対する割合が当JAの定める範囲内であり、所要金額の範囲内かつ担保評価額の130%以内としますが、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。	
ご利用いただける方	○各商品ごとにお申込みの条件が異なりますので、詳しい商品内容は各商品のチラシおよび説明書をご覧ください。		
ご融資条件	○各商品ごとにお申込みの条件が異なりますので、詳しい商品内容は各商品のチラシおよび説明書をご覧ください。		
ご融資利率	○上記対象商品の店頭金利+年0.3%		
保証料・手数料	○別途保証料ならびに手数料がかかります。詳しい内容はチラシおよび説明書をご覧ください。		
付帯される共済についての概要	正式名称	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	
	ご加入について	告知	ご加入にあたっては、「三大疾病保障特約付団体信用生命共済被共済者加入申込書」で健康状態を告知していただきます。健康状態によっては、ご加入をお断りする場合がありますので、ご了承ください。
		医師の診査	お借入金額が3,000万円を超える等の場合は、医師の診査を受けていただきます。なお、健康診断結果表等の内容によっては、医師の診査に代えることができます場合があります。
		保障期間	この共済契約における保障の開始時は、資金受取時(資金を分割して受け取られる場合には、初回資金受取時)となります。また、保障終了日は債務の弁済を完了した日となりますが、それ以前に所定の年齢になられた場合または所定の期間が経過した場合は、その月の末日となります。
	告知義務違反による解除	告知に際し事実を記入されなかったり、事実でないことを記入されますと、共済金が支払われない等不利益をこうむる場合がありますので、特にご注意ください。	
	共済金のお支払い	被共済者が共済期間中に次のいずれかに該当した場合、共済契約者(JA)に共済金が支払われ住宅ローンが全額返済されます。 ※約定利息・約定延滞利息および遅延損害金について、ご負担いただく場合があります。	
		<b>1 死亡されたとき</b>	
		<b>2 保障の開始時以後に生じた傷害または疾病により、次の①から⑩のいずれかの後遺障害の状態になられたとき</b> ①両眼の視力が0.02以下になったもの ②1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの ③そしゃくの機能を廃したもの ④言語の機能を廃したもの ⑤両上肢の用を全廃したもの ⑥両手の手指の全部を失ったもの ⑦両下肢を足関節以上で失ったもの ⑧両下肢の用を全廃したもの ⑨精神に著しい障害を残し、労働能力が多少自分自身の用事を処理することができる程度のもので、終身にわたり全く労務につくことができないもの ⑩神経系統の機能に著しい障害を残し、労働能力が多少自分自身の用事を処理することができる程度のもので、終身にわたり全く労務につくことができないもの	
		<b>3 三大疾病(悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中)に罹患し、以下の状態になられたとき</b>	
		悪性新生物(がん)	保障期間中に、初めて所定の悪性新生物(上皮内がん、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんを除く)に罹患し、医師によって診断確定されたとき。ただし、保障の開始時の属する日から90日以内に悪性新生物と診断された場合を除きます。
	急性心筋梗塞	保障の開始時以後に生じた疾病により、所定の急性心筋梗塞を発病し、初診日から60日以上、所定の労働制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき。	
	脳卒中	保障の開始時以後に生じた疾病により、所定の脳卒中を発病し、初診日から60日以上、言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき。	
共済金が支払われない場合	被共済者が次のいずれかに該当した場合、( )の共済金のお支払いができません。 ① 保障の開始時の属する日から1年以内に自殺されたとき(死亡共済金) ②「三大疾病保障特約付団体信用生命共済被共済者加入申込書」に、告知日現在および過去の健康状態などについて事実を告げなかったか、事実でないことを告げ契約が解除されたとき(死亡共済金・後遺障害共済金・三大疾病共済金)[ただし、お支払事由の発生が解除の原因となった事実によらない場合には、支払われます。] ③被共済者の故意により所定の後遺障害の状態になられたとき(後遺障害共済金) ④保障の開始時前の傷害または疾病が原因で所定の後遺障害の状態または三大疾病状態になられたとき(後遺障害共済金・三大疾病共済金) ⑤契約関係者に詐欺等の行為があったため、共済契約の全部または一部が取り消され、または解除されたとき(死亡共済金・後遺障害共済金・三大疾病共済金)		
	*上記「共済金のお支払い」事由が戦争その他の変乱により生じた場合には、共済金の一部しか支払われないときがあります。		
共済事故発生時の手続き	万一、被共済者に共済事故(死亡、所定の後遺障害の状態、所定の三大疾病の状態)が発生した場合には、直ちにお借入れのJA窓口にご連絡ください。		

※上記はあくまで概要です。ご加入にあたっては必ず「三大疾病保障特約付団体信用生命共済のご説明」および「三大疾病保障特約付団体信用生命共済のしおり」をご確認ください。

※ローンのお申込みに際しては、当JAおよび当JA指定の保証機関の審査がございます。審査の結果によっては、お申込みをお断りすることがございますので、ご了承ください。